

# 行幸啓誌及び記念アルバム制作等業務委託仕様書

## 1 業務の目的

令和8年に本県で実施する第76回全国植樹祭は、昭和41年に開催された第17回全国植樹祭以来60年ぶりの開催であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぐ皇室行事となっている。

この記念すべき天皇皇后両陛下の全国植樹祭式典御臨場及び地方事情御視察の御様子を記録に残し、皇室の記念としていただくほか、後世に伝えていくため行幸啓誌及び記念アルバムを制作するものである。

## 2 業務委託の内容

第76回全国植樹祭御臨席及び地方事情御視察の指定した場所で写真撮影等を行い、それをもとに行幸啓に係る行幸啓誌及び記念アルバムを制作するとともに、関係者へ行幸啓誌の配送を行う。

### (1) 記録写真撮影

行幸啓において、記録写真を撮影し、成果品を納入する。

### (2) 行幸啓誌の編集・印刷製本

行幸啓誌の企画、取材、写真撮影、編集及び印刷製本等のすべての業務。

### (3) 記念アルバムの編集・制作

行幸啓の記念アルバムの企画、取材、写真撮影、編集及び制作等のすべての業務。

### (4) 行幸啓誌の配送

印刷製本した行幸啓誌の一部を指定した宛先に配送する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日(日)まで

## 4 成果品

### (1) 記録写真

#### ア. 納品物

##### (ア) プリント

インデックス印刷（例：A4判に複数枚印刷（写真の比較検討が可能なサイズ）、画像データと同じフォルダ名・ファイル名を印字）とする。

##### (イ) 画像データ

JPEG形式。格納メディアはDVD-R及びSDカードに保存し納品する。

#### イ. 納品部数

##### (ア) プリント 1部

取材施設ごとに、行幸啓誌及び記念アルバムに掲載候補となる優良な写真（仕様書5（3）ア、イ、ウ、エ、オ、カ）20枚程度、現場記録等の写真（仕様書5（3）キ）5枚程度をファイル綴じのうえ1部納品する。

(イ) 画像データ 2部

- ・ 撮影サイズのままのもの 1部
- ・ 業務用端末での確認用にリサイズしたもの 1部

ウ. 納品期限

令和8年6月30日(火)

※ただし、上記(1)ア(イ)の画像データのうちリサイズしたもののうち、次のものは以下のとおり。

- ① 第1日目の1箇所目及び2箇所目御訪問施設のうち県が指定する取材位置(3箇所程度): 当日21時頃
- ② 上記以外の施設: 令和8年5月19日(火)

エ. 納品場所

愛媛県広報広聴課(全国植樹祭推進課執務室内)

(2) 行幸啓誌

ア. 納品部数 330部

イ. 仕様

規格	縦250mm程度×横250mm程度
ページ	本扉(1枚)、特殊和紙(1枚)、両印刷60ページ程度 写真集の部: カラー、40ページ程度 記録の部: カラー、20ページ程度
製本	ハードカバー(布張り)、表紙及び背表紙に表題金箔押し、見返し付(新だん紙)、本扉(デカンコットン)、角背、厚表紙(チリ出し)、みぞつき、グラシンペーパー・カバー
本文紙質	両面アート紙
ケース	コート白ボール紙、表紙及び背表紙に箔押し
写真	企画・提案のうえ愛媛県と協議する。
校正	文字校正3回、色校正2回
その他	デザイン・構成等については、見本を参考に愛媛県と協議する。 文字・図面データ・知事の写真・揮ごう文字等は、契約締結後に別途提供する。

※全国植樹祭愛媛県大会誌との親和性を図るデザインとすること

ウ. 納品期限

令和8年9月30日(水)

※県が示す宛先に発送する場合は、令和8年10月30日(金)

エ. 納品場所

愛媛県広報広聴課(全国植樹祭推進課執務室内)

※納品場所へ納付する部数以外は、県が示す宛先に発送すること。

※送付先60箇所程度(東京都20箇所、東京都を除く県外10箇所程度、県内30箇所程度)

(3) 記念アルバム

ア. 納品部数 5部

イ. 仕様

規格	縦 350 mm程度×横 35 mm程度
ページ	30 ページ(台紙 15 枚)程度
表装	織物表紙 (題字は金箔押しまたは刺繍)
ケース	桐箱納め (包装は段ボール)
写真	企画・提案のうえ愛媛県と協議する。 基本的に1ページあたり六切りカラー写真1枚を貼付ける。 説明文(キャプション)貼付け有り。
校正	文字校正2回、色校正1回
その他	仕上げ等の詳細は見本を参考に愛媛県と協議すること。

ウ. 納品期限

令和8年8月31日(月)

エ. 納品場所

愛媛県広報広聴課 (全国植樹祭推進課執務室内)

## 5 取材及び写真撮影業務遂行の条件

- (1) 所定の取材位置(別途契約までに示す。)へカメラマンを1名以上配置し、写真撮影を行うこと。
- (2) 想定される撮影の期間、場所及び必要最低限のカメラマン等は下記の一覧表のとおり。

日 程	第1日	第2日
取材施設	4施設	4施設
取材位置	9箇所+提灯奉迎	14箇所
カメラマン人数	4人	10人
取材エリア	松山市周辺・南予地域 ※報道バス乗車 ※提灯奉迎(1箇所)を含む。	松山市周辺 ※報道バス乗車 ※植樹祭式典撮影を含む。

※取材施設・取材位置・エリア・人数は想定のものであり、変更する可能性がある。

※取材施設・箇所については、契約締結後に案内する。

(3) 写真撮影について

- ア. 外部契約カメラマンも可とする。ただし、行幸啓であることを考慮し、十分な撮影能力(必要な資機材の所有を含む)を有する者とするとともに、見識に優れた者を配置すること。
- イ. 各取材位置で3カット以上(アップ、ミドル、ロング)の撮影を行うこと。
- ウ. 各取材施設で当該施設を2カット以上(外観ミドル、外観ロング)の撮影を行うこと。
- エ. 御視察する施設内の撮影が可能な場合は、御覧になる対象物を撮影すること。
- オ. 植樹祭式典前演技及び式典の状況、おもてなし広場等の会場の様子を撮影すること。
- カ. 関係者奉迎、一般の奉送迎者、自動車お列の他、可能な限り沿道や近隣名所等の撮

影を行うこと。

キ. 記録用として、各取材位置の状況がわかる写真を撮影すること。

(4) 撮影時の移動について

ア. 愛媛県が報道バスを用意するため、原則それを利用すること。

(5) 写真撮影責任者の設置について

受託事業者は、撮影全体の監督・指示を行う「行幸啓撮影ディレクター」を設置し、事前に愛媛県と綿密な撮影計画や式典会場や御視察施設の現場確認などを行い、行幸啓撮影を深く理解するとともに、行幸啓当日の指揮命令系統を一本化し、業務の効率化、緊急時対応を行うこと。

(6) その他

ア. 取材位置及び撮影時間等は、愛媛県が指定するので、指示に従って撮影するとともに愛媛県が配付する腕章を着用すること。

イ. 当該契約締結後に配付する「報道のしおり」を熟読し、内容を熟知しておくこと。

ウ. 同日程で複数個所の撮影を行うことがあること。

エ. 撮影はすべてデジタル撮影とすること。

## 6 行幸啓誌の編集・印刷・配送に関する事項

- ・ 行幸啓誌は、行幸啓等の記録をまとめたものであり、行幸啓終了後、関係機関への配付及び記録保存に活用するものであること。
- ・ 使用する写真、レイアウト、キャプションなどは、愛媛県と協議のうえで決定するが、最初に構成(台割)と候補写真を企画し、提案すること。
- ・ 知事あいさつ、行幸啓御日程等のテキストは、別途、愛媛県から入稿すること。
- ・ 必要に応じて、写真の補正を指示することがあること。
- ・ 校正出し(文字校正)は原則3回とするが、必要な場合は、愛媛県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・ 突発的な事由による記事や写真等の修整、差し替えのほか、色校正後の修整にも迅速に対応し、更に緊急時等における制作体制を整えておくこと。ただし、一旦、愛媛県が了承した後の差し替えについては、納期等の条件を両者協議のうえ、決定すること。
- ・ 愛媛県で開催された貴重な皇室行事であることに鑑み、県が示す宛先の全国及び県内の行政機関機関や個人に対し、指定日時までに配送すること。

## 7 記念アルバムの編集・制作に関する事項

- ・ 記念アルバムは、行幸啓等の記録を写真形式でまとめたものであり、行幸啓終了後、知事から皇室に献上するものであるため、気品があり、かつ、高品質なアルバム制作を心掛けること。
- ・ 使用する写真、レイアウト、キャプションなどは、愛媛県と協議のうえで決定するが、最初に構成(台割)と候補写真を企画し、提案すること。
- ・ 必要に応じて、写真の補正を指示することがあること。
- ・ 突発的な事由による写真等の修整、差し替えにも迅速に対応し、さらに緊急時等にお

ける制作体制を整えておくこと。ただし、一旦、愛媛県が了承した後の差し替えについては、納期等の条件を両者協議のうえ、決定すること。

## 8 権利関係

- ・ 行幸啓誌、記念アルバム及び本業務により撮影した写真の著作権は、愛媛県に帰属する。
- ・ 本業務により撮影した写真に関しては、愛媛県の許諾無しに他に転用することはできない。
- ・ 受託者は、愛媛県と協議のうえ、この業務により撮影した写真以外の写真（以下「業務外の写真」という。）を行幸啓誌又は記念アルバムに使用することができるものとする。
- ・ その場合、受託者は愛媛県に対し業務外の写真の著作権者を明らかにし、著作権者が行幸啓誌又は記念アルバムに使用することを許諾したものであることを保証する。

## 9 中止・一部中止等の対応について

- ・ 植樹祭式典、行幸啓の地方事情御視察が、中止・一部中止・規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託等の取扱は、愛媛県と受託者が協議のうえ決定する。
- ・ 愛媛県が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は愛媛県から中止等が決定した連絡があるまでの間に準備、制作した業務に関わる費用を積算したものを、県が指定する日時までに提出すること。

## 10 特記事項

- ・ 行幸啓誌及び記念アルバムについて、愛媛県広報広聴課に見本品を用意するので、仕上げ等の詳細は見本品を参考とすること。
- ・ 本業務委託を一括して他に委託しないこと。
- ・ 本業務委託の実施により知りえた情報（口頭、書面、電子データを含む。）は、契約上の守秘義務の対象となり、受託者は契約期間及び契約期間終了後において秘密保持義務が発生するので、外部漏洩のないよう厳格に管理すること。
- ・ なお、本業務委託契約が無効、取消し又は解除となった場合においても秘密保持義務は効力を有すること。また、本委託業務の一部を下請業者に委託する場合において、下請業者に秘密保持義務を負わせること。
- ・ 本業務の実施に当たり取材車及び宿泊施設等の利用が必要となる場合は、受託者において手配するとともに、当該費用については委託料に含むものであること。
- ・ 当仕様書に定めのない事項が発生した場合は、双方その都度協議のうえに対処するものとする。